

5 日目 (9 月28日)



第3回福生市議会定例会会議録（第16号）

平成19年9月28日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	副市長	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸 宏君
監査委員事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	吉野 栄喜君	議会事務局 次長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				



1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第3回福生市議会定例会議事日程（5日目）

開議日時 9月28日（金）午前10時

- |       |        |  |        |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第1  | 議案第54号 | 福生市情報公開条例の一部を改正する条例                    | (審査報告) |
| 日程第2  | 議案第55号 | 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例                  | (審査報告) |
| 日程第3  | 議案第56号 | 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第4  | 議案第57号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第5  | 議案第58号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例                   | (審査報告) |
| 日程第6  | 議案第59号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例                    | (審査報告) |
| 日程第7  | 議案第61号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）                 | (審査報告) |
| 日程第8  | 議案第62号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）           | (審査報告) |
| 日程第9  | 議案第63号 | 平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）             | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第64号 | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）              | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第65号 | 平成18年度福生市一般会計決算認定について                  | (審査報告) |
| 日程第12 | 議案第66号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について            | (審査報告) |
| 日程第13 | 議案第67号 | 平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について            | (審査報告) |
| 日程第14 | 議案第68号 | 平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について              | (審査報告) |
| 日程第15 | 議案第69号 | 平成18年度福生市下水道事業会計決算認定について               | (審査報告) |
| 日程第16 | 議案第70号 | 平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について              | (審査報告) |

- 日程第17 議案第71号 財産の取得について (審査報告)
- 日程第18 議案第72号 市道路線の廃止について (審査報告)
- 日程第19 陳情第19-1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書 (審査報告)
- 日程第20 請願第19-1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書 (審査報告)
- 日程第21 陳情第19-4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書 (審査報告)
- 日程第22 議案第73号 福生市教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第74号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書
- 日程第24 議案第75号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第27 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第3回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の受理について（議案第73号）（別添参照）
- 2 意見書の受理について（議案第74号、議案第75号）（別添参照）
- 3 平成18年度事務報告書の正誤について（別添参照）
- 4 平成18年度事務報告書の正誤について（別添参照）
- 5 専決処分の報告について（別添参照）
- 6 平成19年7月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る9月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第21までとして組ませていただきました。それから、新たに市長から議案1件と議員提出議案として議案2件が提出されましたので、日程第22から日程第24までとして組ませていただきました。また、日程第25の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。また、日程第26及び日程第27につきましては閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続調査として組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしております。また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第22から日程第24までにつきましてはそれぞれ慎重審議の上、即決することと議会運営委員会としては決定をしております。また、審議の都合上、日程第20、請願第19-1号と日程第21、陳情第19-4号につきましては一括審議することといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしております。

以上でございますが、本日は第3回定例会の最終日でございますので、円滑に議会運営が進行できますよう議員各位の特段の御協力をお願いしまして、御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

日程第1、議案第54号、福生市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第54号、福生市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、福生市の通信や文章は必ず日本郵政公社を使わなければならない規定や慣例があるのか、それによる秘密保持はどのような問題が起こるかという質問があり、理事者より、特に日本郵政公社でなければいけないというものはない。ここを使用する幾つかは配達証明の必要があるかもしれないが、「これが」という影響はないという答弁があり、以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第2、議案第55号、福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第55号、福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第3、議案第56号、政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第56号、政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、説明の内容はどうか、具体的に約してほしいとの質疑があり、理事者より、通常郵便局も預金という形で規定されていたが、郵政民営化法により通常郵便預金も銀行法が適用されることになるのが第1点。金融証券取引法は今までは金銭信託という形で1項目出していたが、金融証券取引法の改正で、有価証券に含まれるので削った形になったとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。



これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第4、議案第57号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第57号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員会報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ふっさっ子の広場の統括指導員と指導員の年齢と男女の職員の関係はどうかという質問があり、理事者より、年齢についても、男女についても内容の事業を遂行するに十分可能であれば、特段、年齢については設けなかったという答弁があり、別の委員より、ふっさっ子の広場機構会議委員を選出する人たちはどういう方なのか。また、選考基準と会議は何回くらいあるのかと質問があり、理事者より、機構会議は要綱によって設置し、メンバーは市長、教育長、教育次長、子ども家庭部長、小学校長・学識経験者外11名以内で構成され、市民代表については公募、基準は論文審査と面接を考えている。会議は月1回程度との答弁がありました。

別の委員より、機構委員の金額が妥当であるか。また、指導員については募集要綱を見て年齢、また職務を十分にこなせる人であれば年齢に関係はないという読み方をしているのかという質問があり、理事者より、機構委員につきましては審議会、委員会において会議の目的・運営方針に関して建設的な意見を述べてもらう役目があり、この機構委員も役割は同様である。統括指導員の仕事は指導員の指導とコーディネーターとして仕事全体の取りまとめに当たること、指導員については参加していただく地域の皆様と協力し、具体的な事業を仕切る仕事であるとの答弁があり、また、別の委員より、実際の運営委員会が現場に置かれるという話だが、具体的にはどのような活動をするのか、内容はどうかとの質問があり、理事者より、今回、要綱で定めるのはモデル試行と考え、7校を3年かけて整備していく。この試行は3年の猶予を持ち、現在、要綱で定め、その後、規則、条例にさせていく目標があり、内容については全

12条となる。まず、趣旨、名称及び実施要綱を掲げ、広場の運営方針を掲げている。また、対象者、実施日時、時間、費用負担の問題、利用の登録方法、制限、指導員の設置、公募委員、組織、広場運営委員会、また委任条項を設ける。11条が広場運営委員であり、この広場の運営等は別に内規で定める。この運営委員会は各広場の運営方針、年内の授業計画を策定、それを検証しながら評価をし、次年度のよりよい事業をつくっていく役割を負っている。メンバーは統括指導員、指導員のほか当該校の学校長、保護者、地域を代表する方に入ってくださいとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第58号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第58号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、委員会報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、公共料金を郵便局から振り替えしているが、実際に支払いをする人には何か影響があるのか。今までどのくらいの人が郵便振替を利用しているのかとの質問があり、理事者より、払う人の影響ですが、会社とか法人であり、社員からの税金を代理に払っているものであり、新規に申し込む場合には手続上、指定通知等があったが、今後その手間がなくなるということ。この制度を利用している平成18年度の件数は全部の件数で6020件、これを納税業者にすると、12回で割るので大体500人程度、金額は1億1948万円ほどを納入されたとの答弁があり、以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決

定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第6、議案第59号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第59号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この児童遊園の遊具と樹木についてはどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、遊具については、もう既に30年近く経過して老朽化しているので、撤去を考えている。樹木については30本ぐらいあるが、土地所有者と今後調整をして、方向性を出していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、樹木については市で植えたものであるし、緑の保全という意味で、できるだけ多くのところで利用できるように図っていただきたいということと、代替地の検討の要望がありました。

また、別の委員より、広報で知らせるとのことだが、地元の町会への周知と、承諾は得ているのかとの質疑があり、理事者より、町会との調整等については、土地所有者と毎年2年ずつの契約で来たが、平成18年末、町会の方々から、児童遊園がたまり場になったり、ハトのえさやりだとかの苦情があり、土地所有者からも2年契約はできない旨の申し出があり、18年度から1年契約に変更した。19年度の契約が切れる時点で返還の申し入れがあり、今回の条例提案並びに撤去の予算計上となった。地元とも十分協議をしてきたとの答弁がありました。

また、別の委員より、跡地の計画は何か聞いているのかとの質疑があり、理事者より、

現時点ではまだ今後の利用目的については把握をしていないとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3 常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、田村昌巳君。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）、総務文教委員会所管分について委員会報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

まず初めに、歳入全般の審査に入り、委員より、地方交付税の普通交付税は、需要額と収入額の差で5800万円ですけれども、プラス1200万円の部分があるが、交付基準額はそれに何かを基準にして下げられた、そういうシステムがあるか。どのような基準があって、何を見て出るのか。また、寄附金の説明はどの質問があり、理事者より、普通交付税の交付基準額については、調整額というものがあり、交付基準額は全国都道府県、市町村の基準財政額から基準財政収入額を差し引いた額で決定されるが、国の予算が不足する場合は基準財政需要額に一定の調整率を掛け、その額を引いて、予算イコール交付額となるよう調整がなされています。また、子ども家庭支援センター備品購入寄附金については、匿名の方からの申し出がありましたとの答弁があり、別の委員より、容器包装プラスチックの関係について、委託の見通しと随意契約なのかどうかについてと、児童手当の所得制限の緩和について、それから、商工費都補助金についての質問があり、理事者より、容器包装プラスチックについては1

0 月中に東京都を通して国の保管場所を報告しなければならない。その報告をするときに「リサイクルセンターでやりますよ」という報告ができれば、債務負担をする必要がないのですが、どうしてもセンターに大量にプラスチックが入ってくるので、入ってきたものを圧縮梱包業者に持ち出してもらって、その工場から容器包装協会に出すという形にしないと危険な部分が出てくるので、この時期にお願いしなければならない。契約に関しては見積もり競争で実施している。商店街事業の補助金は、商工会で行います。福生街かどテレビは福生駅西口の金融機関の店舗の一部に設置し、市内の各商店街を紹介するビデオの放映をしたいということと、児童扶養手当については、当初の見込みより人数がふえたという答弁がありました。

引き続きまして、歳出の審査に入りました。

委員より、教育費の安全見守り業務委託料と警備委託料についてと、選挙費について、立候補者をどれくらい見込んでいたかと、時間短縮で修正できた場合、次回以降、短縮の成果で予算が変わるのかという質問があり、理事者より、安全見守り委託についてはシルバーの方に1時半から5時半まで1人入っていただき、警備委託料というのは緊急通報システムを今回考えていて、何かあった場合にボタンを押せば警備会社に通報が行き、対応のとれるシステムである。立候補者の数の見込みは26名を見込んで予算を組みました。時間短縮については、前回の市議選より1時間以上短縮になった。

別の委員より、負担金の今後の見通しはふっさっ子の広場、今回の補正を含め、どのくらいの総額予算を考えているか。また、健康保険、年金など公務災害などの経費はやるのかやらないのかとの質問があり、理事者より、東京都収益事業組合の今後の裁判等の支払いの関係について、京王閣競輪については17億2800万円で請求されており、東京都の11市の競輪事業組合については現在調停中であり、平成17年度分として9767万4000円の請求であり、現在、上回ることはないということと、ふっさっ子の広場事業費の予算199万6000円で組んだが、補正予算が566万8000円を追加し、766万4000円となる。次に、嘱託員の社会保障関係は、厚生年金、健康保険については総務費の一般管理の方で組んでいる、公務災害については、一般職員と異なり、条例で保障するという答弁の後、別の委員より、地域体育館関係の土地の単価は幾らになるかという質問があり、理事者より、用地買収費の平米単価は現在のところ20万円という見積もりをしている。71.96平米の買収をするため1439万2000円の予算をするという答弁があり、以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員長、加藤育男君。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）、歳出予算のうち、建設環境委員会所管

分について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、健康センターの耐震補強工事ということだが、これは庁内未利用地検討委員会で今後の使い道を検討されて、子ども家庭支援センターを設置し、防衛補助を使って耐震補強や、だれでもトイレを設置しようとの考えだと思うが、建設当初の目的と違い、用途を変えて使用する場合は防衛施設庁等に必要な手続、報告はしなくてもよいのか、との質疑がありました。それと、新・元気を出せ商店街補助金の中で、活性化事業の二つの事業だが、一つは西武信用金庫の1階に設置する福生街かどテレビの電気代を含めたランニングコストはどうなっているのか。また同様に、横田武蔵野商店街の振興重機跡地500坪の駐車場設置事業だが、これの維持管理費及び地主との契約内容はどのようになっているのかとの質疑がありました。

理事者より、健康センターの耐震補強工事業費の防衛補助との関連は、現在並行して手続を進めており、現段階では支障はないとのこと、また、商工業費の福生街かどテレビの電気料等のランニングコストについては、商工会が負担することになっているとの答弁があり、さらに、福生武蔵野商店街の駐車場事業の方はキャパシティー47台のゲート式で、維持管理費は事業主体である振興組合で持ち、契約に関しては当面は5年で、その後、本契約は1年単位で更新できる形で、振興組合と地主の間ではなっており、地代については従量変動性で、入った台数から経費を引いて、その残りの何割かを地主に支払うといった形式で契約を結んでいるとの答弁がありました。

別の委員より、新・元気を出せ商店街事業の内容の確認で、この事業は各地区の商店街組織が対象であるが、それらの組織に加入していない若い商店主等が、個人での補助金の対象にはならないのかとの質疑がありました。理事者より、各種イベントの企画・運営は、各地区の商店会で行っており、地域を盛り上げる意味でも会に加入される方向でお願いしたいとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 次に、市民厚生委員長、阿南育子君。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）、歳出予算のうち、市民厚生委員会所管分について、委員会審査報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、乳幼児医療費助成事業について、児童数が減少したとのことだが、何名程度の減なのか。生活保護費については就労による減とのことだが、もう少し詳しい内容を聞きたいとの質疑があり、理事者より、乳幼児医療費助成事業の18年度都補助金確定に伴う返還金については、対象者の減というよりも医療費の医療を受けた方の受診件数の減で、医療費の減額に伴う返還である。また、生活保護費の減の関係だ



が、17年度より実施している就労支援事業の相談等により就労がふえたこと。また、都営住宅への入居ができたことにより、大幅な減となったとの答弁がありました。

委員より、就労支援では精神的ケアの研究も取り組んでほしいとの要望がありました。

また、別の委員より、学童クラブの事業の待機児童についての状況はとの質疑があり、理事者より、待機児の関係で19年4月の申し込みは566名で、前年度より51名ふえた。特徴としては、三、四年生の入所申し込みが多かった。18年度に臨時第2田園クラブを設置し、また、五つの学童クラブで受け入れをふやした。その結果、待機児が22人に減少した。その後、夏休みに臨時的に入れる対応をし、その時点では待機児はなくなっているとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、学童クラブ事業指定管理委託料は契約上で、学童がふえるとその人数によって委託料がふえるのかとの質疑があり、理事者より、今回のことは入所可能人数をふやしたことが1点と、もう1点、障害児の関係がある。4月に入った時点ではわからない場合、経過を見て障害児としての入所審査会を開き、障害児の加算を決める。指定管理者に対しては、当初、組んでいない部分で、その分がふえていることも要因である。学童の基本的な配置基準は、20人に1人の指導員を置くという基準であるとの答弁がありました。

また、さらに別の委員より、学童クラブ事業費で、たしか3月時点での待機児童対策の説明で、場所は学童専用の部屋をふやすが、指導員は児童館との一体的な管理の中でふやさずにいけるよう調整していると記憶しているが、もう少し詳しい経過を説明してほしいとの質疑があり、理事者より、この指定管理者制度導入に当たっては、受け入れ人数をふやす以前で提案をもらっている。したがって、当初予算ではその提案内容に沿った形の予算額を組んだが、その後に受け入れ人数をふやし、部屋もふやしたので、当初の指導員の数では目が行き届かない状況となり、やむを得ず補正を計上したとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号は、各委員長の

報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第8、議案第62号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第62号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、17年度に立ち上がった東京都保険者協議会について、もう少し説明を聞きたい。代表が福生市になった経緯を説明してほしい。それから、繰出金743万4000円で出産育児一時金の精算に伴って、一般会計に繰り戻すとのことだが、見込みを下回った内容等について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、東京都保険者協議会は平成17年度に、目的としては都内各医療保険者が連携・協力して保険事業などの円滑、効率的な実施、また円滑な事業運営をしていくため、国保、健保、政府管掌保険のそれぞれの保険者が加入する保険者協議会を立ち上げた。福生市は、平成19年度市町村国保課長会の会長市であることから代表になった。

出産育児一時金の関係は、昨年10月から法改正に伴い、30万円を35万円に引き上げになったので、半年分は35万円を計算したが、実績の件数が予想を下回ったため、一般会計に繰り戻すことになったとの説明がありました。

委員より、繰出金の方は大幅な見込み違いだと思う。できるだけこういった予測の精度を高めてほしいとの要望がありました。

別の委員より、前年度繰上充用金について説明をお願いしたいとの質疑があり、理事者より、前年度繰上充用金の減額については5月25日付で専決処分し、6月の議会で承認されたものであるが、18年度の赤字に伴い19年度予算から赤字補てんとして補正予算を計上したが、5月25日から5月31日までの専決処分後の出納整理期間中に国保税等の収入があった。その分を減額するものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第9、議案第63号、平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第63号、平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今、介護保険のサービスがどんどんと縮小されている現状がある。事業者の撤退、利用者も負担が大変なので利用しない、要介護の前にさらに二つ段階を設ける形で使いづらい状況が出てきているなど、実際に必要がなくなってくるような部分が出てくるのではないかと思うが、どのように感じているかとの質疑があり、理事者より、平成18年度の介護保険の改正により、そのような状況もあるが、全国一律の制度なので、やはり基本は基本として押さえながら、きめ細かく相談に乗り、その人にあった、どんなサービスが使えるのかということも窓口で対応している。

もう一つは、財源の裏づけで、まだまだ制度的には確かに未熟な、未成熟な部分があるが、第4期の介護保険事業計画を国でも策定していくけれども、大変な議論になっていくのだろうと思っていると答弁がありました。

さらに委員より、19年度から介護保険が値上がりになり、かなり負担が厳しくなっていて、また事業者は点数がどんどん下がっているということなので、事業者が撤退してしまうと、負担はどんどんふえたのに、使うときには事業者がいけないというような状況にならないよう、ぜひきめ細かく対応してほしいとの要望がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第63号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第10、議案第64号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第64号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、污水管撤去工事の繰り延べの件は、平成19年度に計画していたものが平成20年度になることで、それによって市債も増加するという事は、この工事は平成20年度の本予算になるのか。あるいは補正予算で扱うのかお聞きしたい。また、工事費の1730万円は全体工事の一部か、単体工事かとの質疑がありました。

理事者より、もともとは平成19年度予定の事業であったが、諸事情で工事のおくれがあり、平成20年度当初予算に乗せ、二小通りの交差点から16号線まで順次進めてきた工事を、来年度当初から事業の執行に入る考えであるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第64号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

4年間続いた小泉「構造改革」路線の地方政治への押しつけに続き、昨年9月、この政権を引き継いだ安倍晋三首相による「成長戦略」のもとで、異常なまでの大企業中心の経済政策推進が行われました。我が国が21世紀において美しい国として繁栄を続けていくためには、安定した経済成長が続くことが不可欠だとして、「成長なくして財政再建なし」を理念に政治が繰り広げられ、定率減税の半減、生活保護の削減に代表されるように、国民への負担増と給付切り下げを無慈悲に継続・推進、社会的格差と貧困がさらに拡大した平成18年度でありました。また、戦後レジームからの脱却、「美しい国」を旗印に、憲法改悪を目指すなどの動きが進められる1年でもありました。

こうした中、有権者の多くが自公政治に愛想をつかし、それにかわる政治を求めるといった大きな流れが起こるもと、ことし7月に行われた参議院選挙は自民党・公明党の歴史的な大敗という結果でありました。

さて、この18年度福生市一般会計決算認定を行うわけですが、福生市が住民の暮らしや福祉を守るために浪費を抑え、自治体本来の役割を発揮することが求められていることは申すまでもありません。当市の18年度ではどのような行政が行われたか。

市民の反対を押し切り、平成10年7月から民間委託によって実施された駅前自転車駐輪場の有料化事業は、契約切れの平成20年度で新たな転機を迎えようとしています。平成18年度の実績では市の財政負担を2586万円節約するために、市民に4482万円余りの負担を負わせ、委託先の自転車整備センターにも赤字経営を余儀なくさせ、さらには有料化開始以来、年々利用が減少し、自転車駐輪場はむだな空きスペースの拡大がとまりません。最悪の市民サービスの見本と言えます。

また、当時の厚生省の指導をうのみにして、過大な西多摩衛生組合事業を実行した

ことによる分担金での財政の圧迫など、歴代の行政の失策が福生市の財政事情に影を落としています。こうした中で福生市の市民生活もまた厳しい状況になったことは決算の数値が物語っています。

個人事業主などの納める市民税個人の普通徴収分が、平成13年度で46.6%であったものが、平成18年度では51.5%と4.9ポイントと大きく増加し続け、ついに過半数を超えたこと。非課税者が年々増加し、平成5年度の3459人から平成16年度1万4892人と実に4.3倍へと拡大。税制改正で平成16年度、256人いた配偶者の非課税者が、平成17年度ではゼロ人となり、さらに平成17年度6137人いた老年者の非課税者が、平成18年度ではゼロ人となる。収入がふえたのではなく、税制の改正で非課税者が減るといふさらに厳しい生活を想定させる変化が起きました。しかも、平成18年度の非課税者は1万3825人を保っています。普通徴収での納税義務者1人当たりが、平成13年度、8万1201円、平成18年度、7万6453円と税制の改悪で引き上げられているにもかかわらず、4748円も減少していることにも象徴されます。

住民税がこれまで非課税だったのに、課税となる税制改定は収入がふえないにもかかわらず、保険料や各種公共料金が上がったたり、敬老パスや介護用品の支給などのサービスを切り捨てられる人々を続出させました。当市では、これに追い打ちをかけるように高齢者に対する住宅家賃助成事業では、月額6000円から月額4000円へと減額、入浴券交付の取りやめなど福祉関連で10施策、約3480万円の助成事業の減額、削減を実施しました。

また、介護保険第1号被保険者は平成17年度9705人、平成18年度1万90人と増加を続けているにもかかわらず、要介護者は1857人、1633人、1796人と、介護認定制度の変更を通じて要介護者の認定を抑制した事実が数値の上で明らかです。

さらに、介護保険の見直しによる大幅な保険料の引き上げの負担増を押しつけたわけです。このほかにも国民健康保険税値上げの連続4年目が実行されました。まさに、「苛政は虎よりも猛」の国政の二番せんで、お年寄りや弱者市民を中心とした福祉削減と負担増の行政が実行されました。常日ごろ、市民との対話を言われる市長、対象となる市民に向き合って説明して、納得してもらえているのでしょうか。将来を担う子どもたち、今、生きておられるお年寄り、弱者市民、いずれも切り離すことができない福生市民であります。ここに、優しい行政がなくして、どこに将来展望を語る事ができるのでしょうか。

確かに、国の政治は地方政治、庶民生活にとって存続をかけるような負担を強いています。しかし、悪政はいつまでも続くものではありません。また、続けさせてはなりません。あわせて、最後のとりでとして市民をこの悪政から守るのも、地方自治体の最大の仕事であることを自覚しようではありませんかと訴えたい。

米軍横田基地の問題に触れておきます。米軍基地再編計画のもと、私たち市民の知らないところで、平成18年度も危険な基地機能強化が進行しました。ミサイル防衛構想では、この横田にもミサイルが配備されるとの話もあります。また、府中の自衛



隊もこの横田に配備が決まり、軍軍共用化が着々と進行しています。その上、さらに軍民共用化で軍用機、民間機が福生市の上空を旋回する事態はまともな市民生活を破壊するもので、とても賛成できるものではありません。

きのう27日で、横浜市緑区荏田町（現在の青葉区荏田北）の住宅地に米軍機が墜落し、幼い2人の子どもと母親の命が奪われた事件から30年を迎えました。作家の早乙女勝元さんの絵本「パパママバイバイ」に象徴されるように、米軍機墜落事件はいつでも、どこでも起こり得ることで、特に福生市民には他人事では済まされません。林和枝さんの2人の子どもは全身に負った大やけどに苦しみ、3歳の裕一郎ちゃんは翌日の午前1時に「パパ、ママ、バイバイ」と言って息を引きとり、弟の康弘ちゃんと同じ午前4時半に「ポッポッポッ」と口にしながら、わずか1歳の命を閉じました。墜落に駆けつけた自衛隊は、米軍機のパイロットは救出しましたが、被災住民には救いの手を差し伸べることをしませんでした。多くの人々の支援を受け、60回もの全身皮膚移植にも耐えた和枝さんですが、事故後4年4カ月後に亡くなりました。そのお通夜のときにも米軍機は夜間飛行をやめませんでした。これが現実です。

福生市は、戦後、朝鮮戦争景気などで基地のまちとして栄えましたが、今、その後遺症で苦しんでいます。地域的には商業地域として発展しておかしくない位置にありながら発展できない。それは米軍横田基地の存在が電車や道路、交通面でも阻害しているからです。家庭環境にも他市に比較できない課題を抱え込んでいます。今でも危険な福生市に、これ以上の危険を呼び込む政治は許せません。市長は、こうした市民の多数の意見を尊重して、「米軍再編による基地機能の強化に反対だ」と、今後もさらにきっぱり意思を表明すべきだと指摘いたします。

私といたしましては、この審査の中で多大な職員の方々の工夫、努力があったことも確認したところでありますが、決算全体としてはとても認められるものではありません。上記の理由から、反対であることを表明し、反対討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、9番田村昌巳君。

（9番 田村昌巳君登壇）

○9番（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定につきまして、正和会を代表し、賛成の討論をさせていただきます。

本決算は、さきの決算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て、賛成多数で認定されたところでございます。平成18年度の財政運営は、普通交付税の大幅な減額など、非常に厳しい状況があったと思われませんが、市長は、市税等収入率の向上や職員数の削減、熊川保育園の民営化、指定管理者制度の導入など事務事業の見直しに取り組み、また、将来の財政負担軽減に向けて引き続き臨時財政対策債の借り入れを圧縮し、かつ財政調整基金の取り崩しも実質ゼロとされました。

国や東京都に対しましても、補助金等所要財源の確保に努力をされ、新庁舎建設事業、拜島駅自由通路整備事業、福生病院建設費負担など大事業もほぼ順調に進められております。

そのほかの主要施策を見ましても、教育関係費の福生第五小学校通級学級設置や、

小・中学校防犯カメラ設置事業、中央体育館耐震補強事業等の施設、福祉関係での学童クラブ、臨時第2田園クラブ新設、武蔵野台クラブ及びびさくらクラブの増設等や乳幼児ショートステイ事業、精神障害者地域活動支援センター事業等の実施、東福生駅自由通路の上屋設置事業など、また環境面での容器包装プラスチックの資源化、協働推進事業での市民活動推進補助金の創設など、その成果は大いに評価されるものであります。

一方、市長が施政方針の中で述べられている「光と影」の影について申し上げますと、市税等の収納率は市の対応策、努力により改善もされてきておりますが、国民健康保険税、保育料、学校給食費などを含め未納の問題は市民の公平負担の観点から、依然としてなお一層の改善が必要であります。また、子育て支援の面ではさまざまな施策に取り組み成果が上がってきていると思われませんが、子どもたちを取り巻く現実には社会の変化、家庭環境等により必ずしも恵まれたと言えない状況になっております。

市長が施政方針の中で述べられておりました人育て、まち育ての点からも、あすを担う子どもたちの不登校など、問題を解決しなければならない重要課題であります。また、学力向上に取り組む上でも児童・生徒の生活習慣、学校内外での生活が重要であり、学力習得に大きく影響する教員の資質向上についてもさらに充実を期待するものであります。

こうした影の部分にはさまざまな背景があると考えられますが、行政面におきましてあらゆる手立てを講じていただき、もちろん我々議員も含めてですが、市民の協力・連携によりその解決に努めていただきたいと思います。

少子高齢化社会にさまざまな課題が生じてきています。今後も「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりのさらなる推進を要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、賛成者、13番羽場茂君。

(13番 羽場茂君登壇)

○13番(羽場茂君) 御指名をいただきましたので、議案第65号、平成18年度一般会計決算認定につきまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

国の、いわゆる三位一体の改革のもと、厳しい財政運営の中ではありましたが、さまざまな工夫を凝らし、知恵を働かせ、積極的に施策を前進させた1年間であると思っております。

都市基盤整備では拝島駅自由通路の長年の懸案が本格的に進んだ年でありました。もとより、福生だけではなく西多摩の玄関口でありますこの拝島駅の周辺整備、これは福生市の発展にとっても大きな障害でありました。これが除かれる大きな展開になるかと思っております。画期的な事業であると思っております。

また、福祉行政におきましては民生費、前年比0.3%減少してはいるものの社会福祉費と児童福祉費は増加しております。これは生活保護費の大幅な減少によるものでございます。このことは生活保護費に対する取り組みがなされ、これの成果があらわれているものと理解するものでございます。その社会福祉費と児童福祉費の増加、

特に子育て行政におきましては子ども家庭支援センターの17年から始まった事業が充実され、それに母子自立支援員の配置や、そして乳幼児医療費の助成の拡大など大きく前進いたしました。

また、学童クラブの第七小学校学区内での実施のように、大きく子育て支援策の前進を見たわけでございます。特に、子ども家庭支援センター、1年間の相談件数、1526件というこの数字はいかに多くの市民の依怙依託（頼りになる）となったかということであらわすものでございます。また、学童クラブ七小内での実施というものが、今年に至りましてのふっさっ子の広場の創設というものにつながっているというふうに、私は理解しておるわけでございます。

また、高齢者福祉におきましても、「健康ふっさ21」の策定と相まって、介護保険会計での包括支援センター立ち上げで、高齢者の健康的な生活の確保のための方向への第一歩が示された年ではないかと思われまます。

また、教育行政につきましても、通級指導学級の創設、そして前年度からの継続でもありますアドバイザースタッフや心理カウンセラーの拡充、学習のおくれによる不登校の発生の対処のための補助教員の配置の徹底等、さまざまな施策が重層的にされたわけでございます。数年前から見ますと、格段の進歩を遂げているというふうに思います。適応指導教室から不登校児童・生徒の高校進学をめざましい実績を創出したり、また今年前半、不登校児の減少などの数字を聞いておりますけれども、そうした成果がこの18年度の取り組みであらわれたものだと思います。

また、単眼的な指標ではありますけれども、学力テストの結果も本年前進しておる、これもこの18年度の施策の一つの成果であるというふうに思います。

マスコミや議会でも不登校や成績の数字ばかりが問題視され、「すべてが悪い」という何の根拠もなく決めつける風潮がございます。本質は、どのように改善の努力がなされているかであって、問題のない自治体の教育力があるとは一概には言えないのでございます。

18年度に福生市の教育行政が行った努力は比類のないものだと認識しておりますし、この努力が19年度もさらに大きな流れとなっていることを考えると、逆にこのさまざまな困難から立ち上がった福生の教育が他の市の模範となり、一番ノウハウを持った先進市となっていくという可能性を持っているというふうに思っておるわけでございます。

こうした施策が経常収支比率の悪化などの面はございますけれども、行政改革を断行し、知恵を働かす中で公債費比率の増加をもたらしことなく実現されたことは高く評価できると思います。多摩26市の中には実質公債費比率が大幅に悪化するところがある中、我が市は健全性を保っているところでございます。負担増の問題、これもございますけれども、これから生活セイフティーネットをどう構築していくか、これは大きな課題ではございますけれども、野澤市長の言われる「できるだけ未来の人々に借金を残さない」という方針のもと、ギリギリのところで努力され、その方針が実現されているというふうに認識いたします。冷やかな見方で批判・反対する立場の方もいらっしゃると思いますが、「協働」、ともに働くとは、ともに自分の問題として悩

み行動することであり、その観点から見たときに18年度決算は認定すべきものと考えます。以上、討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、賛成者、20番小野沢久君。

(20番 小野沢久君登壇)

○20番(小野沢久君) 御指名をいただきましたので、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算について賛成の立場から、市民派未来クラブを代表して討論をさせていただきます。

歳入に見合う、身の丈に合う予算編成を3年計画で進めているうちの2年度目でございます。市税や地方交付税の減額を見込み、拝島駅自由通路等整備の大型事業の行政需要などの増加、大変厳しい財政状況もとの行政運営だったと思います。歳入では、地方分権が進めば進むほど、市税の収納率の向上はその重要度を増してまいります。そういった中での実績は92.8%、0.2ポイントのアップでございますが、26市では25位、もう集めることができない不納欠損は市税のほかに保育料などの負担金や市営住宅などの使用料などを含めて1億4100万円、収入未済額も同様に4億9145万円、大変多くの金額となっております。この中には市営住宅使用料ですが、厳しい条件のある保証人を立てなければ入居できないわけでございますが、不納欠損や歳入未済が発生しております。これはどういうことなのか。

また、現年度分においては97.5%で、残念ながら26市の最下位であります。現年度分を先に送れば送るほど、その収納は難しくなってくるわけでございます。今年度分はまだこれからでございますから、頑張ってくださいと思います。

土曜日の開庁、水曜日の時間延長、訪問徴収その他収納努力はそれなりに認めますが、公平の原点から全庁挙げて一層の努力を願うものであります。

また、自主財源の確保ではペットボトルの処理事業や広告収入など新たな収入がありますが、私から見ればまだまだ方策はあると思います。

歳出について、民生費が78億6700万円、36.6%と大きなウエイトを占めております。このことだけでも丸々1日以上審査時間が欲しいところでございます。子育て支援策として乳幼児医療助成の拡大、学童クラブの待機児対策として七小に第2田園クラブ、また武蔵野台クラブとさくらクラブを解消し、定員の増大に努めていただきました。

一方、高齢者向け住宅助成の削減がありました。一括で、以前にそれなりの説明はありましたが、条例ではなく要綱での実施でございますから、改正ごとに審議されることはありません。したがって、実際に実施されてからその痛みを感じるわけでございます。住むという面では民間住宅も変わりませんが、市営住宅では不納欠損や収入未済を出しながら、片や厳しい条件の高齢者住宅家賃の助成の削減が行われているわけでございます。何とか再考していただきたいと思います。

教育関係では、通所指導学級の増設や防犯カメラの設置、加美平野球場の安全対策等々施設の施策が実施されました。その成果を期待するものでございます。

また、他会計への繰出金、これも大変な額になっております。国民健康保険特別会計ですが、17年度は2億4000万円の先食い、18年度には6000万円の繰上

充用となっております。現状は自転車操業となっているわけであり、どこかでこの穴埋めをしなければならないわけであり、一般会計から7億800万円の繰出金があります。前年度比1億円の増加であります。ふやすのも一つの方法ですが、公平という観点から幅広い市民の理解が必要だと思っております。

公債費について、公債費比率は26市では大変低い方ではありますが、ほかに一部事務組合の負担金の中に起債の償還が含まれております。この一般会計決算には具体的には記載されていない部分であります。西多摩衛生組合の負担金7億333万円のうち4億3400万円が起債償還になっております。福生病院の負担金は4億3100万円、そのうちの1億742万円が償還金であります。瑞穂斎場と広域資源循環組合の償還金499万円の合計は、5億9170万円、俗に言う隠れ借金があり、質疑の中で明らかにしてまいりました。

そのほかにも、下水道事業会計の繰出金6億1000万円の中に起債償還分が5億3550万円あり、トータルすると11億2700万円、これが一般会計に直接あらわれてこない単年度の返済金となるわけであり、厳しい財政の状況を再認識したような気がいたします。

これは、けさの産経新聞の一面ですが、「民間給与9年連続減」、国税庁がまとめた民間給与実態統計調査でわかったということでございますが、民間企業のサラリーマンやOLが平成18年度に受けた平均給与は434万9000円、市の平均より随分これは低いようですが、前年度1万9000円、0.4%下回り、9年連続で減ったということでございます。

「財務省の法人企業統計では、全産業の18年度の経常利益が過去最高を更新しており、潤う企業とは対照的に給与は減るが負担がふえる、サラリーマン泣かせの傾向が一段と強まった」とこう書いてあります。大手の法人企業の少ない我が市では、こういう面では法人税の増収がなかなか期待できない状況でございます。この中で、男女別の平均給与は男性が9年ぶりに前年比0.1%の増加。538万7000円、女性は0.7%減、271万円、全体の給与減少は派遣社員やアルバイトが増加する雇用形態の変化が一因と見られる。雇用形態の変化によって、我が市というのは学童保育の関係や、保育園にこの影響が出ているのではないかと思います。

給与を階層別に見ると、300万円以下の割合が1.2ポイントふえる一方で、1000万円を超える割合も0.2ポイントふえ、格差が広がり続ける傾向にあるということでございますけれども、この300万円以下の方の所得がふえてこない、我が市の負担もますます増加してくる状況でございます。

福生市だけではどうにもならない問題が多数あるわけでございますが、我がまちを少しでもよくするためにこういった厳しい状況を認識していただき、税の重さを改めて認識していただき、緊張感を高めて、一層の努力を期待するところでございます。——これでは、反対討論になってしまう……、会派の諸要望に前向きに取り組んでいただきまして、大きな成果を出すことができましたことに感謝を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第65号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員会の審査報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって議案第65号は、委員会の審査報告書のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第12、議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、不納欠損額が随分大きいと思うが、説明をお願いしたい。それから、保険税の徴収員専門派遣事業委託料について、委託に相当する収入があるのかどうかとの質疑があり、理事者より、不納欠損額については指摘のとおり、昨年に比べ1億3600万円ほど増額になっているが、財産がないことによる執行停止が18年度は760人である。15年度に執行停止したものが3年で時効になり、3年で納税義務が消滅したものは49人、滞納処分することによって生活を逼迫させる恐れがあることで処分したものは24人である。そのほか滞納処分することができる財産もしくは本人等が不明であるものは120人である。5年で、いわゆる、地方税のこちらの方の徴収権がなくなるというものもある。

保険税等収納専門員派遣事業委託料については、17年度まで2555件、財産調査を行っていたが、平成18年には5842件で、倍以上の財産調査を行った。その結果、不納欠損の中の執行停止の増という形であらわれている。また、市税等差し押さえの件数がふえた。もしくは18年度の公売等の件数がふえたという形であらわれているとの答弁がありました。

また別の委員より、一般会計からの繰入金は世帯に対して幾ら当たりの負担になっているかというのを聞きたい。それから、18年度決算の中で、黒字にするという努力がどのように行われていたかとの質疑があった。

理事者より、一般会計繰入金について福生市全体として全世界帯で、1世帯当たりで2万4807円である。また、黒字にしていく努力は、収納専門員の派遣事業、職員の研修等で向上を図ってきたということがある。また、重複・頻回受診者等訪問指導を新規事業としてやってきたとの答弁がありました。

また別の委員より、保険税収納専門員の派遣事業委託について、当初予算で収納専



門員2名分の派遣委託料920万円がついていたと思うが、今回691万9747円に減っているのはどうしてか。それから、訪問指導事業費で、予算では今年度は絞り込んで100名を指導していくと聞いたが、どうだったのかとの質疑があり、理事者より、収納専門員の件は単価等は変わらないが、実は1名が体調を崩し、1月ごろから3月間休んだので、予算との差金が出ている。訪問指導については当初の対象者が159名だったが、辞退者が出たのでこの数字になったとの答弁がありました。

また別の委員より、平成18年度被保険者の所得割課税標準の保険税課税状況医療保険分と介護保険分を見ると、前年比が94.1%、介護の方だと91.7%とかなり落ち込みが大きいようだが、どのような見解か。それから、年度別現年度のみ医療保険分、介護保険分について、収納率の向上策をどのように考えているか。また、26市のどの位置にいるのか。上位3自治体も教えてほしい。それから、滞納者の国保に占める割合は何世帯か。医療費の改定で、受診抑制の問題は数字的にあらわれているかとの質疑がありました。

理事者より、保険税課税状況の関係は課税標準額が前年度と比べると大分落ち込んでいるが、やはり不景気の波等が押し寄せていて、なかなか所得が伸びてこないことから、前年に比べ課税標準額が落ち込んできていると見ている。それから、医療費の改定により受診の抑制は年々抑制どころか、ふえてきているという状況である。また、収納率の向上対策は、収納専門員等の配置で成果を上げている。26市での位置は、福生市は24位である。上位の3団体は、1位があきる野市の82.1%、国分寺市が同じく82.1%、3番目が東久留米市の80.2%である。それから、国保に占める滞納世帯の割合は、市税等の督促状の発布状況から26.6%ぐらいが滞納世帯となるとの答弁がありました。

委員より、これだけ市民が厳しい生活状況の中で国保税の連続値上げがあり、18年度も負担が高い状態で経過したということで反対を表明するとの意見がありました。

以上のような質疑答弁の後、反対意見がありましたので、起立による採決を行いましたところ、賛成多数で、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

本特別会計決算は、当初予算において保険税を対前年比4.9%値上げしたものです。当初予算での保険税値上げ総額は7660万3000円ということでしたが、収

入済額での前年比では約8474万5000円増となり、対前年比で5.7%値上げと、被保険者には大変な負担を強いるものでありました。

高い保険税を納付できない収入未済件数は4万7236件と、調定額の件数の25.4%を占め、不納欠損額は1億9710万3000円、1万8653件と、調定額の件数の約1割を占め、そのうち法15条の7、いわゆる収入がないが1億8904万4000円、1万7784件と、金額で95.9%、件数で95.3%と大半を占め、法第18条の消滅とか時効に該当するものが805万9000円、8059件と、金額で4.1%、件数で4.7%となっています。

この結果数値が雄弁に物語っていますが、保険税を値上げすればするほど、納付したくてもできない被保険者がふえ、徴収の実が上がらない結果をもたらします。

本来、国民健康保険税は国の責任で始められた社会保障制度であります。国民健康保険法第4条に、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと、国の義務を規定し、国庫負担を義務化しています。ところが、国は1984年に国保財政の根幹をなす国庫負担を医療費全体の45%から38.5%へと大幅に削減しました。

福生市を初め地方自治体の国保財政の悪化はこの年から始まり、年々厳しいものとなっています。さらに、医療費負担の面でも、市民の負担が年々拡大され、国の施策の根本的改善が行われなければ、国保財政に限らず国民の健康保険制度そのものが今、崩壊の危機に見舞われているというのが現状です。

国保の健全運営と被保険者の命と暮らしを守るために、国に対し国保の責任を追及し、国庫負担率を速やかに45%に戻すことと、都に対しペナルティーをかけないよう強く働きかけることを市長にお願いするとともに、一般会計からの繰入金を増額を図り、これ以上の市民負担を続けたいよう要望いたします。あわせて、市民いじめに終始した18年度決算に対し反対であることを表明し、討論いたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、10番増田俊一君。

（10番 増田俊一君登壇）

○10番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、正和会を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

改めて申し上げますが、国民健康保険制度は市民の皆さんの医療の確保や、健康の増進に貢献していることは、御承知のとおりでございます。本来ならば、独立会計であるべき国民健康保険の事業運営ですが、現行制度の中では被保険者の保険税を極力抑制するため、当市はもちろんのこと、多くの自治体では一般会計からの繰入金によって国保会計の財源不足を補っているのが実態でございます。

しかしながら、その一般会計の財源には国民健康保険に加入していない市民の皆さんの税金が含まれており、受益者負担の原則から、適正な保険税を負担していただくことはやむを得ないことと考えます。

このようなことを踏まえて、平成18年度福生市国民健康保険特別会計の決算を見てみますと、まず歳入についてですが、予算現額55億6724万8000円に対し

て、歳入の収入済額は54億5096万8000円で、前年度と比較して6億1443万5000円、12.7%増加しており、収入率も97.9%で、前年と比較して2.8ポイント上回っております。

歳入全体の29%を占める国民健康保険税の決算額は15億8309万7000円で、前年度比5.7%増加し、一方、収入未済額は前年度比1億1255万5000円、18.8%減少しております。また、調定に対する収入率も前年度より0.4%増となっております。このことは、景気が若干上向いたこともありますが、昨年度から設置された副市長を本部長とする福生市税等収納率向上対策本部による全庁的な取り組みや、新たに本年度、新規事業としてスタートさせた保険税収納専門員派遣事業によるスタッフの強化など、市税と同様収入未済や滞納繰越分に対しての、前年に倍しての徹底的な徴収が行われたことによるものと一定の評価をするものでございます。

次に、歳出ですが、予算現額に対して歳出決算は55億1931万1000円で、前年度と比較して4億7843万8000円、9.5%の増、執行率は99.1%と前年と同率となっております。主な要因として、一般退職の療養給付費の増加による保険給付費が前年と比較して2億9964万8000円、9.1%の増加となり、依然として右肩上がりで、歳出総額の65.3%を占めております。ただ、その中でも新規事業として実施された訪問指導が、見込みを大幅に上回る159名と、初年度ながら成果を上げてきており、今後の医療費の適正化に向けてのさらなる努力を期待するところであります。

また、繰上充用についても、ないに越したことはありませんが、前年度の2億433万余円から6834万3000円と大幅な減少となりましたことは評価したいと思えます。

以上のようなことから、平成18年度の決算は限られた予算の中で適正な執行ができたものと認められますが、行政として市民の皆さんの、特に高齢者の皆さんの健康維持のため、本年度から新たに実施されました訪問指導事業によるきめ細やかな取り組みはもちろんのこと、運動の場の提供や食育指導など「健康ふっさ21」の目標達成のための普及啓発活動の推進に力を入れていただくとともに、収納率向上についてもこれまでの優先順位を、滞納繰越分に置いていたと思われまます取り組み姿勢を、金額の大きい現年度課税分へと移行させ、実効性の高いものにしていただきたいと思うところであります。

なお、老人保健法の改正により、平成20年4月より実施されます広域連合による75歳以上の市民の皆さんに対する後期高齢者医療制度や、国民健康保険に加入しております40歳から74歳までの被保険者と、その扶養者に対する特定健康診査などが実施されますので、今後の本事業の運営に当たりましてはさらなる国民健康保険税の収納率アップはもちろんのこと、被保険者へのこれらのことの十分な周知と、国や東京都に対しての補助金の増額要請など、これまで以上に努力されますよう強く要望いたしまして、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第66号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって議案第66号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 午後1時まで休憩します。

午後0時2分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第67号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第67号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、医療諸費の不用額がすごく多い、この内容はどの質疑があり、理事者より、医療費については流動的で、最終的な支払いが4月に入ってからということで、その予算額を減ることができないので、18年度についてはこんな形での不用額が出ているとの答弁がありました。

委員より、医療費は全体に上がっているが、老人会計は下がっている、どのように考えるかとの質疑があり、理事者より、14年度に制度改正があり、それまでは70歳以上がこの老人保健医療の対象者だったのが、75歳以上が対象となった。74歳までの方は国保に移行しているので、その5年間については年々老人医療の増はなく、年々下がってきている。逆に、国民健康保険の方は高齢者にかかる分については医療費が年々上がってきているということであるとの答弁がありました。

また、別の委員より、費用の負担割合だが、平成14年10月からの制度改正によって支払基金の方は4%ずつ減ってきて、公費負担の方が4%ふえてきたということで、18年度でやっと落ち着いてきているが、ここ二、三年の金額では幾らぐらいになるのかとの質疑があり、理事者より、繰入金推移は16年度が2億192万6000円、17年度が2億1861万3000円、前年比1668万7000円の増である。18年度については2億3008万5000円で、17年度に比べ1147万2000円の増であるとの答弁がありました。

委員より、来年度からこの老人保健制度が後期高齢者医療制度になるが、この公費負担分は変わっていくのかとの質疑があり、理事者より、現状の老人医療については昨年の10月から最終的に公費負担が50%となる。内訳として国が全体の12分の4、都が12分の1、市が12分の1、合わせて12分の6で、50%である。後期高齢者医療制度になると、やはり公費負担は50%で、内訳として、同様になる予定であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第14、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、配食サービス事業指定管理者委託料で、延べ利用数が5512人ということだが、これは食数と考えていいのか。1食当たりの費用が計算上2000円近くなり、高いと思う。利用者には1食350円負担であるが、1食当たりの人件費、材料費は幾らになるか。この委託料は1食当たりでやっているのか。

次に、18年度における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群の待機者数は、17年度は、特養は申し込み順だったが、18年度から緊急度であるとか介護度の高い順番となり、待機者はどうふえたのかどうか聞きたい。それから、収入未済額で、15段階別介護保険料のどの辺の人達が払っていないのか。また、そう

いった方に関してサービスに対する給付制限などを行ったかどうかとの質疑があり、理事者より、配食サービス事業指定管理委託料は社会福祉協議会に委託しているが、5512名は延べ人数である。利用登録者については77名。したがって、1食当たりが平成17年度は1990円、平成18年度が1976円で、内容は人件費分が637万円、原材料費が199万5000円、その他車両の経費が523万2000円である。事業のコスト面では意見があるが、この事業によって配食のボランティア100名ほどで、対象者の見守りがされたということにもつながっている。

特別養護老人ホームの待機者は、前回の東京都調査では115名ということが把握をされている。係の方で、4月1日付で各施設に聞き取り調査を行った。重複申し込みがあるという前提だが、第2サンシャインビラが96名、ヨコタホームが108名、福生ことぶき苑が6名、老健のユーアイビラ5名。療養型については確認をしていない。収入未済額についての給付制限については1件ある。

段階別介護保険料のどの段階かについては、特別徴収についてはいわゆるお年寄りの方で、年金から差し引いて保険にするので100%収納である。収入未済というのは普通徴収の方ということになるが、年金額が年間で18万円以下ということで、この段階別で1段階、2段階の方ということになるとの答弁がありました。

また別の委員より、筋力向上トレーニング事業の状況について質疑がありました。理事者より、参加人数は18人である。まず、特定高齢者の把握ということで基本健康診査の中に生活機能評価というのがあり、身体能力について問診形式になっている。その中で、10項目ほどに丸がつかないと特定高齢者に指定できないということで、かなり厳しい内容で参加者を規定していた。途中から一般高齢者に広げて施策を展開したが、やはり結果的には立ち上がりが遅かった。あるいは取り組みが十分に行かなかったということで、18人ということになった。

事業実施については11月から19年3月までで、運動指導士を配置して、参加した人の話を聞くと肩が軽く上がるようになったとか、歩行が比較的楽になったとか効果が出ている。まだまだ取り組みが十分でないような部分もあるが、引き続き担当としても力を入れてやっていきたいとの答弁がありました。

また別の委員より、権利擁護事業費でどんなことをやっているのか。それから、包括的継続的マネジメント事業費ではどんなことをやっているのか。家族介護継続支援事業費でおむつ等扶助費456名と聞いたが、おむつだけなのか。それから、地域自立支援生活支援事業費の介護保険相談員報酬、これは総務費から組み替えということだが、これも内容を聞きたいとの質疑があり、理事者より、権利擁護事業費は地域包括支援センターで主に社会福祉士が取り扱う業務で、虐待の防止ネットワークである、社会問題化している高齢者の虐待についての取り組みで、いろいろな地域のネットワークを構築していく取り組みである。次に、包括的継続的マネジメントは主任ケアマネージャーがマネジメントを行っていくということである。次に、おむつの関係では、尿取りパットだとかあるが、おむつカバーについてはゼロである。次に、自立支援生活支援事業費は、介護保険の相談員さんの報酬で196万円、利用者に介護保険の制度を理解してもらったり、あらゆる相談に乗ってもらうこと、苦情処理。

あるいは居宅に直接適正な介護サービスが行われているか、広くは事業所を回って、事業所の状態を見て実態を把握したりということであるとの答弁がありました。

委員より、権利擁護事業の関係とか包括支援センター、地域自立支援事業で相談員、これの評判がよくない。一つは怖い、かなり高圧的とか、それからトラブルとかいろいろの不満をよく聞く。特に権利擁護の問題などは非常に迅速な処理が求められるが、必ずしも対応していない。優秀な人を置くのか、それとも育てるのか、そこら辺を、力を入れてほしい。今後のこの介護保険については、一つはホテルコスト、食事代とか部屋代を徴収するようになったこと、それから事業者もまたヘルパーの点数を減らしたがために生活が立ち行かなくなる、両者が、事業者も大変、ヘルパーも大変ということで、これは回り回って結局利用者である市民が被害をこうむるということで、このようなものを盛り込まれた決算については反対を表明させていただくとの意見がありました。

以上のような質疑答弁の後、審査中に反対意見があったため、起立による採決を行いましたところ、賛成多数で、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について、日本共産党として反対討論を行います。

福生市介護費用等の助成に関する条例が、平成18年度では廃止されてしまいました。本条例は、平成5年4月から施行されてまいりました。条例第1条では、障害のため日常生活に著しい障害のある高齢者、又は心身に重度の障害のある者で、介護を必要とする者に対して介護費用の一部を助成することにより、これらの者の精神的及び経済的負担の軽減並びに福祉の増進を図ることを目的とすると記されているわけがあります。

月8000円とは言え、介護費用等を負担する者にとっては行政からの大きな経済的支援でありました。廃止に当たって、介護保険等の実施による現物給付が行われるようになり、所期の目的を達成したことに伴いと説明されておりますが、現実には介護保険料そのものが重い負担となっており、その上、1割負担の利用料が支払い困難で、介護保険そのものを十分に利用できずにおられる方もおります。

市長は、こうした実態を知らないはずはありません。第1条の目的が達成されたというような状況では決してないと思います。この条例廃止は、予算審議でも明らかかなように行財政改革と称して市単独の福祉施策をばっさりと削減する中の一つでありま

す。

他の施策は要綱等での実施であり、条例廃止としての提出はされておられません。条例での支給は本議案になっているものだけでありますが、現実には本条例の廃止の裏側には10施策が打ち切りになるという現実があったわけであります。

さらに、第1号被保険者の介護保険料が平成18年度から20年度までの3年間の保険料基準額が4593円に設定と、従前の3383円と比較して、実に1210円、35.8%もの増額を図りました。これは1カ月当たりであり、年額にして5万5116円、1万4520円増額です。第1段階の保険料でも2万7600円で、7300円の増額、最高の第6段階では8万2700円で2万1800円もの増額と、大幅な負担増を押しつけたわけです。

歳入のうち、介護保険料の決算額は前年度と比較して1億5935万9000円と、40.7%も増収となっています。市の単独事業での支援を大胆に削減する一方で、第1号被保険者の負担を大幅に拡大するというこれを非情と言わずして何を非情とするのか。

このような平成18年度の決算内容でありました。地方自治体として国が決めた施策だけというのでは、みずからその役割を捨ててしまうということになるのではないのでしょうか。言ってみれば、もう少し人情味のある介護保険をと願わずにはおられませんと、予算委員会で我が党の松山議員が反対討論で述べておりますが、地方自治体が暮らしや福祉を守る仕事を放棄することは地方自治体の自殺行為であります。

以上の理由から、18年度決算に対し反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、10番増田俊一君。

（10番 増田俊一君登壇）

○10番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして、正和会を代表いたしまして、賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険制度は、平成12年の4月に、40歳以上の市民の皆さんが保険に加入し、老後の不安要因である介護を、介護する人、介護される人の両方が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合うためにつくられた制度であります。間もなく団塊の世代と言われる人たちが高齢者人口に加わってまいります。それに伴って、要介護高齢者の増加、認知症高齢者の増加が予想されることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアの確立が重要課題となってきておりますので、そのような視点から平成18年度福生市介護保険特別会計の決算を見ますと、まず、歳入についてでございますが、介護保険料の決算額は5億5061万2000円で、前年度比40.7%、金額にしまして1億5935万9000円と大幅に増加しております。

その主たる要因としては、介護保険料の改定などによるものと思われませんが、収納率において94.6%、前年度比0.5%ふえていることは、一つには収納課、介護福祉課との共同で実施された臨戸訪問による制度改正の説明や、収納相談などが対象者の皆様から一定の評価をいただけたものと考えますので、今後ともこの努力は続けていきたいと思うところでございます。



次に、歳出についてですが、介護保険法の改正に伴い、福生市地域福祉推進委員会の皆様の御努力により、本年度からスタートとなりました第3期福生市介護保険事業計画によるものと考えますが、大きな変化が見られたのは介護予防を重視し、地域包括支援センターを拠点とした新規事業としての地域支援事業、新予防給付などが新たに実施されたことでございます。

その一つの例として、今まで介護保険の要介護認定は要支援及び要介護1から5までの6段階となっておりましたが、今回の要介護認定に関する見直しは、現行の要介護1の方で、生活機能の改善する可能性が高い方を対象に「要支援2」を新設し、現行の要支援の方と、介護予防を目的とした新予防給付サービスの利用ができるようになったことでございます。

これらのことは数字にもあらわれてきており、これまでふえ続けてきました介護給付費が決算額23億3598万3000円と、前年と比較いたしましてわずかではありますが、0.4%、金額にして約1000万円の減となっております。制度改正に関連した減額とは言え、これまで以上に高齢者やその家族の皆様にとって介護サービスが利用しやすく、満足の高いものとなったと評価するものでございます。

以上のようなことから、平成18年度の決算は、限られた予算の中で最大限努力して執行されたと認められます。なお、詳細についてはまだ未定のようにございますが、区市町村の健診・保健事業の再編が、平成20年度以降に行われると聞いております。

そこで、今後の本事業の運営に当たりましては、さらなる介護保険料の収納率アップはもちろんのことでございますが、高齢者やその家族の皆さんを初め市民の皆さんへ、このことの十分な周知と、介護サービスがより利用しやすく、満足度の高いものとなりますよう、これまで以上に本事業の円滑、かつ適切な運営に努められるよう要望いたしまして、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第68号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって議案第68号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第15、議案第69号、平成18年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきまして、議案第69号、平成1

8年度福生市下水道事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、水質検査で四半期ごとに検査項目の結果が出ており、その数値に幾分の差異が認められるが、その内容と理由、そしてそれらは実際基準を満たしているのかお聞きしたい。また、今後その検査項目の数値を事務報告に入れられるのかとの質疑があり、理事者より、水質検査については東京都の流域下水道本部に負担金を支払い、検査しており、30キロメートルごとに都の方で、項目を選んで検査している状況で、その差異が生じている。また、水質の関係は最終的に水処理再生センターにすべて流れていき、都の指定基準により高度処理が施されて、多摩川に流出されている。また今後、この基準に対しての数値は事務報告に入れていきたいとの答弁がありました。

別の委員より、雨水ます浸透施設設置事業で、その現況と、大雨対策として将来的にどのように考えているかとの質疑があり、理事者より、この事業は平成18年度、6カ所で29個設置し、平成11年度から始めているので、全体で77カ所、293個の現状となっているが、今後も広報等で市民にPRを積極的にいたし、ふやす方向に努力したいとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第69号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第16、議案第70号、平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第70号、平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、台風での多摩川増水時に、塩素を通常より多く入れるということだが、その水質の安全基準はどのようになっているか。また、来年4月から東京都へ一部業務の移行で、取り扱い業務はどうなるのか。また、それによってできる「お客様センターサービスステーション」の内容と、市民への影響はどのように変化するかとの質疑があり、理事者より、大雨等で多摩川の水が濁っている時は塩素の増量があるが、国の基準の4分の1程度で対応しているので、人体に影響はない。それと、2点目の給水装置系の東京都への移行に伴う対応は、水道料金について現在三多摩地区3分割になっているのを4分割にいたし、それぞれの地区に3カ所、サービスステーションを設置し、料金の徴収などワンストップサービスですべて対応していくと聞いているとの答弁がありました。

他の委員より、歳入で、東京都からの受託収入が減っているが、都の税収の好調さと比較して考えると、これらは行政改革の一環として判断してよいのかとの質疑があり、理事者より、今まで古い水道管の布設替工事をしてきたが、福生市の場合、一応、本年度で経年管がすべてなくなる。しかしながら、国や都の道路工事に伴い新たに布設替工事も発生する。また、行革においても最小の予算で最大限の効果を上げるべく努力するとの答弁がありました。

別の委員より、事務報告書の水道料金収納状況の表が2段になっていてわかりづらいので、これの見方、そして今年度の未納額の内容はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者より、事務報告書、水道料金収納状況表の欄外に、「水道料金の出納閉鎖は3月末。括弧内の数値は各年度末の収納率」と明記されているのは、東京都の場合、公営企業法に基づいているためであり、このような表になっている。また、収納率は平成18年度分としては99.77%になっているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第17、議案第71号、財産の取得についてを議

題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第71号、財産の取得について、委員会報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ハイカウンターとインデックスパネルについて、耐用年数はどれぐらいを想定しているのか、ほぼ永久と考えられるものか、汚れ等については容易に落ちるかとの質疑があり、理事者より、耐用年数は木製のもので、室内で使うということで相当長く使えると思う。税法上の耐用年数は調べていないが、今現在使っているカウンターを20年来使用しているので、長期間十分使えると考えている。汚れについてはウレタン塗装ということで、通常は清掃ができ、再度塗装をし直し復旧することもできる。心配される場所は足を入れる下の部分で、12ミリの合板を使用しているので、簡単に壊れないと考えてはいるが、パーツ、パーツで取りかえられるような形で考えているとの答弁があり、別の委員より、最初に具体的に材質等をきちんと説明していただきたい。カウンターについて市民のいろいろな方がいらっしゃるので、ちょっとしたことで壊れることが危惧されているが、このようなときにも十分に耐えられるものかとの質疑があり、理事者より、カウンターの天板部分、これは38ミリの合板になり、上はメラミン化粧板で、裏面その他の部分はウレタン塗装になっていて、足の部分は幅10センチになり、前後は12ミリの合板で、中が空洞になっていて、そこは配線に使う構造になっているとの答弁があり、別の委員より、ローカウンターとハイカウンターのいすの設置をどのように考えているかとの質疑があり、理事者より、ローカウンターは34台ほどあるが、これに見合ったいすを総合窓口と相談しながらそろえていくように考えている。また、ローカウンターは車いす対応ということもあるので、いすを置かないものも一つは考えている。移動式のいすについては、床がじゅうたんなので、足の部分で対応を考えているとの答弁があり、また別の委員より、入札で1社が辞退したが、その理由をお願いしたいとの質疑があり、理事者より、事前の辞退で一部対応できないという理由があったとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第18、議案第72号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第72号、市道路線の廃止について審査報告をさせていただきます。

委員会冒頭に現地視察を行い、理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、取得希望されている地主さんと、市道を挟んだ逆側の地主さんは払い下げの要望はなかったのかとの質疑があり、理事者より、直接訪問して伺ったが、段差もあり、使い勝手も悪いので希望しないとの回答を得ているとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第19、陳情第19-1号、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、陳情第19-1号、

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

委員より、基地はいつ、どこで閉鎖になるか、移転になるかわからない、労働者の生活を守ることは必要なので、採択してほしいとの意見が出されました。

以上のような意見の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第19-1号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第19-1号は、委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第20、請願第19-1号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書及び日程第21、陳情第19-4号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書の2件を、一括して議題といたします。

本2件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、請願第19-1号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書と陳情第19-4号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書の2件を一括して審査報告をさせていただきます。

初めに、委員より、現在、悪質クレジット販売、特に契約型と言われるものの不備により、クレジット会社自身が過大な与信を国民に与えているために、契約完了に伴う支払いの中で債務だけが残るケースが非常に多くなっている。その被害防止策としては、クレジット会社と契約者とが共同責任の形をとることが望ましいので、国の法律改正に向けて後押しする意味からも、意見書提出に向けての採択を願う旨の意見がありました。

他の委員より、この請願、陳情は他の近隣全市に今回出ているのかとの質疑があり、紹介議員より、地元の司法書士や弁護士会の代表が一斉にお願いに回っているが、自治体によっては9月議会に間に合わないところもあり、それらは12月議会に陳情、請願するとの説明がありました。

別の委員より、この問題は全国規模で高齢者を中心に被害に遭われている方が多く、市民も大変脅威に感じていると思われるので採択してほしい旨の意見がありました。

以上のような質疑、意見の後、2件を一括してお諮りいたしましたところ、本2件につきましては全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより請願第19-1号及び陳情第19-4号の2件について採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって請願第19-1号及び陳情第19-4号の2件は、委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第22、議案第73号、福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 御指名をいただきましたので、議案第73号、福生市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、清水希益氏委員が、平成19年10月2日をもって任期満了となります。清水委員長におかれましては、平成7年10月3日に、福生市教育委員会委員に就任以来、3期12年間、豊富な知識と経験を生かされ、熱心に教育行政の推進に御尽力をいただきました。

引き続き、教育委員会委員として御活躍をいただきたいと思っておりましたが、後進に道を譲りたいとの考えから辞意がかたく、お受けすることといたしました。

つきましては、その後任の委員といたしまして現在福生市学校給食センター運営審議会委員、福生市社会福祉協議会理事、福生市公立小中学校PTA連合会会長などをされており、教育行政に優れた識見と情熱をお持ちであります渡辺浩行氏に新たに御活躍いただきたいと考え、議会の御同意をいただきたく本議案を御提案申し上げた次第でございます。特に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまし

て、来年4月から教育委員の中に保護者を入れるということになった点にも配慮をいたしまして、選任をいたしました。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧をいただきたいと存じます。なお、履歴にもございますが、政党の所属はございません。

御審議を賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第73号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第23、議案第74号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（12番 阿南育子君登壇）

○12番（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第74号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

この駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成15年に有効期限の5年延長によりまして、平成20年5月16日までとなっております。我が市には、米軍横田基地もあり、身近なところでございますが、駐留軍の関係で働くという方にはどうしても国の動向、その時代の考え方、情勢により基地が縮小されたり、移転したりといったことで職を失う等、生活が大きく左右される特徴があります。現在も、在日米軍再編が進められているところでもあり、どのような影響が出てくるのかわからない状況でもあります。

この法律は、御存じのとおり昭和33年に制定され、昭和48年の関東計画等による基地の統合返還に伴って生じた多数の離職者への対策を初め、必要な施策を講じつつ延長を続けてきたものではあります。今日、ますます重要性を増してきている課



題であると認識し、さらなる延長を求めるため意見書を提出すべく本案を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決いただきますようお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第74号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第24、議案第75号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（7番 加藤育男君登壇）

○7番（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第75号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える販売が繰り返されたり、年齢、性別を問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところであります。

国も、産業構造審議会、割賦販売分科会、基本問題小委員会等で、このように深刻なクレジット被害を防止するため、本年2月よりクレジット被害の防止と取り引き適正化に向けて、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、法改正の方向性を示される見込みにあります。

この時期をとらえ、市民、消費者の不安を1日でも早く解消すべく、この意見書にあります事項につきましてぜひ国に対して対策を講ずるよう意見書を上げていただきたく、本案を提出した次第でございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第75号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第75号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第25、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第26、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設環境及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が4件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第19-5号及び陳情第19-6号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって本2件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る陳情第19-2号及び陳情第19-3号については、市民厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本2件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって本2件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第27、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成19年第3回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後1時56分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

議員 加 藤 育 男

議員 串 田 金 八

議員 田 村 昌 巳



写

福総総発第 134 号

平成 19 年 9 月 21 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

追加議案の送付について

平成 19 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 73 号 福生市教育委員会委員の任命について



議案第 73 号

福生市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市教育委員会委員の任命について

次の者を福生市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 福生市大字熊川 377 番地 1
- 2 氏 名 渡 辺 浩 行
- 3 生年月日 昭和 38 年 12 月 3 日





( 資 料 )

履 歴 書

|       |                          |                       |
|-------|--------------------------|-----------------------|
| 住 所   | 東京都福生市大字熊川 377 番地 1      |                       |
| 氏 名   | 渡 辺 浩 行                  |                       |
| 生年月日  | 昭和 38 年 12 月 3 日         |                       |
| 学 歴   | 昭和 57 年 3 月              | 東京都立多摩高等学校卒業          |
| 公 職 歴 | 平成 18 年 5 月～現在           | 福生市立第二小学校学校評議員        |
|       | 平成 18 年 6 月～現在           | 福生市学校給食センター運営審議会委員    |
| 団 体 歴 | 平成 3 年 7 月～平成 15 年 12 月  | 福生青年会議所会員             |
|       | 平成 13 年 1 月～平成 13 年 12 月 | 福生青年会議所第 24 代理事長      |
|       | 平成 16 年 4 月～現在           | 福生ライオンズクラブ会員          |
|       | 平成 16 年 5 月～現在           | 福生市商工会理事              |
|       | 平成 16 年 7 月～現在           | 福生市社会福祉協議会理事          |
|       | 平成 17 年 6 月～現在           | 福生市観光協会理事             |
|       | 平成 18 年 5 月～現在           | 福生市立第二小学校 P T A 会長    |
|       | 平成 19 年 6 月～現在           | 福生市公立小中学校 P T A 連合会会長 |
| 職 歴   | 昭和 6 1 年 10 月～現在         | 株式会社渡辺工務店勤務           |
|       | 平成 4 年 3 月～現在            | 株式会社渡辺工務店専務取締役        |
| 所属政党  | なし                       |                       |

上記のとおり相違ありません。

平成 19 年 9 月 4 日

氏 名 渡 辺 浩 行 ⑩



議案第 74 号

駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する

意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 提出者 | 阿 | 南 | 育 | 子 |
| 賛成者 | 杉 | 山 | 行 | 男 |
| ”   | 原 | 田 |   | 剛 |
| ”   | 串 | 田 | 金 | 八 |
| ”   | 増 | 田 | 俊 | 一 |
| ”   | 奥 | 富 | 喜 | 一 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する  
意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、去る平成 15 年に行われた有効期限の 5 年延長により、平成 20 年 5 月 16 日までとなっている。

法は、昭和 33 年の制定以来、昭和 48 年の関東計画等による、基地の統合・返還に伴って生じた多数の離職者対策を初めとして、必要に応じた施策を講じつつ、期限延長を続けてきたところである。

現在、在日米軍再編に伴う規模縮小が見込まれており、駐留軍労働者の離職対策は、重要性を増している。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

総 務 大 臣

外 務 大 臣

厚生労働大臣 様

防 衛 大 臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

議案第 75 号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 提出者 | 加 | 藤 | 育 | 男 |
| 賛成者 | 乙 | 津 | 豊 | 彦 |
| ”   | 清 | 水 | 義 | 朋 |
| ”   | 青 | 海 | 俊 | 伯 |
| ”   | 大 | 野 | 悦 | 子 |
| ”   | 田 | 村 | 正 | 秋 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

### 1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

### 2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・

解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

### 3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

### 4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

様





写

福総総発第 126 号

平成 19 年 9 月 11 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

平成 18 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 18 年度事務報告書正誤表

| ページ | 訂 正 箇 所                              | 誤      | 正     |
|-----|--------------------------------------|--------|-------|
| 145 | (4) 市営住宅駐車場使用料収納状<br>況の表 合計の項 前年度の欄中 | 100.00 | 98.42 |



写

福総総発第 128 号

平成 19 年 9 月 14 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 18 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 18 年度事務報告書正誤表

| ページ | 訂 正 箇 所                                     | 誤         | 正         |
|-----|---------------------------------------------|-----------|-----------|
| 433 | 2 平成 18 年度学校給食会計収支決算（小学校）支出の部の表 牛乳費の項 説明の欄中 | 502,581 本 | 569,634 本 |



写

福総総発第 130 号

平成 19 年 9 月 14 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。



写

専決第4号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和57年3月10日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成19年9月14日

福生市長 野澤久人 印





## 損害賠償額の決定について

福生市は、車両損傷事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償の額 金 302,379 円
- 2 損害賠償の相手方 東京都昭島市拝島町 2-18-8  
浜 中 幸 生
- 3 事故の概要

平成 19 年 8 月 9 日 午前 11 時 40 分 ごろ、福生市大字熊川 1673 番地 5 付近交差点において、対向車とのすれ違いを避けるため後進した際、後方に停車していた相手方車両に接触し、当該車両に損傷を与えた。

なお、この損害による車両の修繕及び代車費用の 302,379 円を市が賠償することで示談が成立した。



写

福 監 発 第 4 1 号

平成19年9月21日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成19年7月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 8月23日(木)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成19年7月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 7月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、7月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 19 年 7 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本月中歳入額        | 本月末歳入累計額      | 収入率  | 本月末現在高        |
|----------|------------------|---------------|---------------|------|---------------|
|          |                  | 本月中歳出額        | 本月末歳出累計額      | 執行率  |               |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,593,065 | 1,192,876,358 | 5,821,498,396 | 25.8 | △110,898,988  |
|          |                  | 1,454,430,554 | 5,932,397,384 | 26.3 |               |
| 国 保 会 計  | 5,669,588        | 237,596,902   | 1,318,234,516 | 23.3 | 運 300,000,000 |
|          |                  | 469,363,469   | 1,523,131,570 | 26.9 | △204,897,054  |
| 老人保健医療会計 | 3,054,766        | 234,080,341   | 855,794,138   | 28.0 | 73,340,316    |
|          |                  | 250,974,112   | 782,453,822   | 25.6 |               |
| 下水道事業会計  | 2,075,430        | 41,357,291    | 368,716,326   | 17.8 | 205,513,824   |
|          |                  | 112,291,419   | 163,202,502   | 7.9  |               |
| 介護保険会計   | 2,645,662        | 237,956,635   | 772,158,053   | 29.2 | 138,991,475   |
|          |                  | 208,406,659   | 633,166,578   | 23.9 |               |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 24,699,298    | 116,442,298   | 24.9 | 44,071,949    |
|          |                  | 22,000,743    | 72,370,349    | 15.5 |               |
| 合 計      | 36,505,347       | 1,968,566,825 | 9,252,843,727 | 25.3 | 運 300,000,000 |
|          |                  | 2,517,466,956 | 9,106,722,205 | 24.9 | 146,121,522   |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 103,967,879 | 391,310,735 | 430,675,138 | 64,603,476  |
| 都 税     | 197,407,832 | 319,224,666 | 197,407,832 | 319,224,666 |
| 合 計     | 301,375,711 | 710,535,401 | 628,082,970 | 383,828,142 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                         | 本月中収入額    | 本月中支出額                   | 本月末現在高                         |
|-----------------------|--------------------------------|-----------|--------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金         | 116,668,607                    | 0         | 0                        | 116,668,607                    |
| 庁舎建設基金                | 1,745,441,683                  | 0         | 0                        | 1,745,441,683                  |
| 都市施設整備基金              | 1,388,630,501                  | 0         | 0                        | 1,388,630,501                  |
| 育英基金                  | 15,350,000                     | 0         | 0                        | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金             | 352,698,725                    | 0         | 0                        | 352,698,725                    |
| 財政調整基金                | 運△110,000,000<br>1,663,708,842 | 0         | 運 190,000,000<br>0       | 運△300,000,000<br>1,663,708,842 |
| 学校施設等整備基金             | 1,451,952,564                  | 0         | 0                        | 1,451,952,564                  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金       | 413,782,023                    | 0         | 0                        | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金             | 11,166                         | 0         | 0                        | 11,166                         |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                      | 0         | 0                        | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費等資金貸付基金        | 6,000,000                      | 返 432,777 | 貸 432,777                | 6,000,000                      |
| 合 計                   | 運△110,000,000<br>7,156,244,111 | 432,777   | 運 190,000,000<br>432,777 | 運△300,000,000<br>7,156,244,111 |

・運は運用金    ・貸は貸付金    ・返は返済金



平成 19 年 9 月 20 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                                               | 議決結果 |
|----------|---------------------------------------------------|------|
| 議案第 54 号 | 福生市情報公開条例の一部を改正する条例                               | 原案可決 |
| 議案第 55 号 | 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例                             | 原案可決 |
| 議案第 56 号 | 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例            | 原案可決 |
| 議案第 57 号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例            | 原案可決 |
| 議案第 58 号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例                              | 原案可決 |
| 議案第 61 号 | 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） | 原案可決 |
| 議案第 71 号 | 財産の取得について                                         | 原案可決 |





平成 19 年 9 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号        | 件 名                                                           | 議決結果 |
|----------------|---------------------------------------------------------------|------|
| 議案第 61 号       | 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）                 | 原案可決 |
| 議案第 64 号       | 平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）                                 | 原案可決 |
| 議案第 69 号       | 平成 18 年度福生市下水道事業会計決算認定について                                    | 原案認定 |
| 議案第 70 号       | 平成 18 年度福生市受託水道事業会計決算認定について                                   | 原案認定 |
| 議案第 72 号       | 市道路線の廃止について                                                   | 原案可決 |
| 請願<br>第 19-1 号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書                          | 採 択  |
| 陳情<br>第 19-4 号 | 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書 | 採 択  |



平成 19 年 9 月 19 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号        | 件 名                                            | 議決結果           |
|----------------|------------------------------------------------|----------------|
| 議案第 59 号       | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例                            | 原案可決           |
| 議案第 61 号       | 平成 19 年度福生市一般会計補正予算(第 2 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分) | 原案可決           |
| 議案第 62 号       | 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)               | 原案可決           |
| 議案第 63 号       | 平成 19 年度福生市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)                 | 原案可決           |
| 議案第 66 号       | 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について                  | 原案認定<br>(起立採決) |
| 議案第 67 号       | 平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について                  | 原案認定           |
| 議案第 68 号       | 平成 18 年度福生市介護保険特別会計決算認定について                    | 原案認定<br>(起立採決) |
| 陳情<br>第 19-1 号 | 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書                     | 採 択            |



平成 19 年 9 月 14 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

平成 18 年度福生市一般会計

決算審査特別委員会

委員長 串 田 金 八 団

平成 18 年度福生市一般会計決算審査

特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                     | 議決結果           |
|----------|-------------------------|----------------|
| 議案第 65 号 | 平成 18 年度福生市一般会計決算認定について | 原案認定<br>(起立採決) |



平成 19 年 9 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 閣

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                                |                 |
|------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 陳情第 19-5 号 | 「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書<br>(平成 19 年 8 月 24 日受理) |                 |
|            | 理由                                                                 | なお慎重に調査研究を要するため |
| 陳情第 19-6 号 | 公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書<br>(平成 19 年 9 月 3 日受理)                        |                 |
|            | 理由                                                                 | なお慎重に調査研究を要するため |





平成 19 年 9 月 19 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 閣

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------|
| 陳情第 19-2 号 | 後期高齢者医療制度における保険事業についての陳情書<br>(平成 19 年 8 月 17 日受理)   |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                |
| 陳情第 19-3 号 | 後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書<br>(平成 19 年 8 月 17 日受理) |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                |



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 9 月 28 日第 3 回定例会 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について



特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 9 月 28 日第 3 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

